

議案第4号

新居浜市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成30年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市特定用途制限地域における建築物等の用途の制限に関する条例（平成16年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「第137条の17第8号から第11号まで」を「第137条の18第8号から第11号まで」に、「第137条の18第1項各号」を「第137条の19第1項各号」に改め、同項第2号中「第137条の18第2項第1号」を「第137条の19第2項第1号」に改める。

別表第1第1項中「料理店、ナイトクラブ、ダンスホール」を「料理店」に改め、同表第2項中「第130条の9の2」を「第130条の9の5」に改め、同表第6項中「又は観覧場」を「若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令第130条の7の3に規定するもの」に改め、同表第8項中「300平方メートル」を「300平方メートルを」に改め、同表第13項第6号中「身体障害者福祉ホーム」を「福祉ホーム」に改める。

別表第2第2項中「第130条の9の4」を「第130条の9の7」に改め、同項第11号中「第130条の9の5」を「第130条の9の8」に改め、同項第13号中「せんたくソーダ」を「洗濯ソーダ」に、「シヤン化合物」を「シアン化合物」に改め、同項第23号中「こえない」を「超えない」に、「かま」を「窯」に改め、同項第27号中「こえる」を「超える」に改め、同項第29号中「はいせつ物」を「排せつ物」に改める。

別表第3第2項中「第130条の9の4」を「第130条の9の7」に改め、同項第6号中「こえる」を「超える」に改め、同項第15号中「きば、ひずめ」を「牙、ひづめ」に、「貝がら」を「貝殻」に改め、同項第17号中「レディミクストコンクリート」を「レディーミクストコンクリート」に、「こえる」を「超える」に改め、同項第24号中「ドラムかん」を「ドラム缶」に改め、同項第27号中「第130条の9の3」を「第130条の9の6」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

提案理由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。